

# 青森県報

第八百八十六号

令和七年  
三月十日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 (総務文書課) … 一

### 告 示

○土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定 …… (環境保全課) … 一

○救急病院の設置 …… (医療業務課) …… 四

### 公 告

○複写式専用紙の印字業務委託に係る一般競争入札 …… (税 務 課) …… 四

### 公 安 委 員 会

○交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則 …… (警 務 課) …… 五

○警備員等の検定の実施 …… (生 活 安 全 課) …… 六

## 規 則

青森県個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

### 青森県規則第二号

#### 青森県個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

青森県個人情報の保護に関する規則(令和五年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の注の2、第三号様式の注の1及び第四号様式の注の1中、「**汚染汚濁等**」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 青森県告示第百三十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により次のとおり公示する。

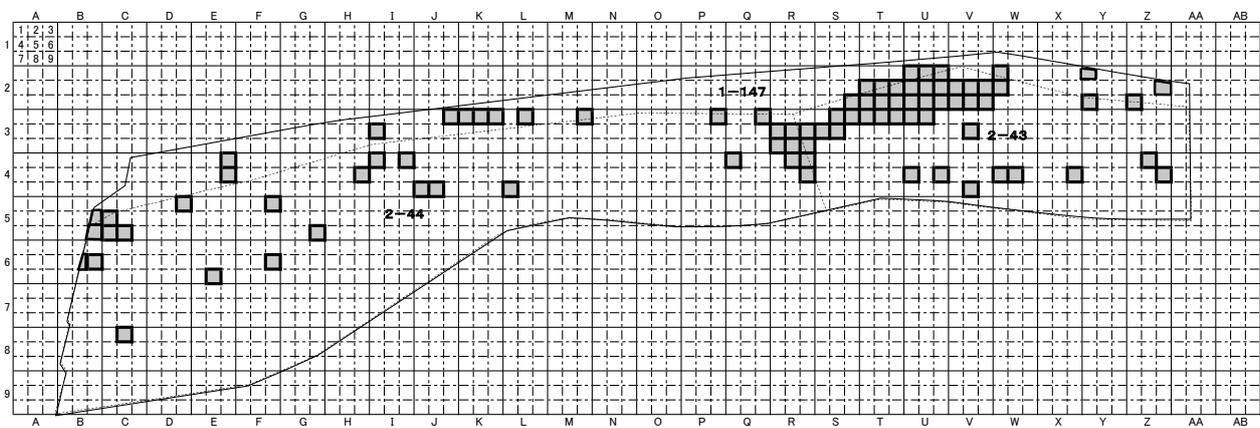
令和七年三月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

| 形質変更時要届出区域   | 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類                                       | 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類           |
|--|--|------------------------------------|
| 下北郡東通村大字尻屋字八峠一の一四七、一の一四八、二の四三、二の四四及び二の四六のうち別図に示す区域 | カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物 | カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物 |

化合物並びにほう素及び  
その化合物

別図(1/2)

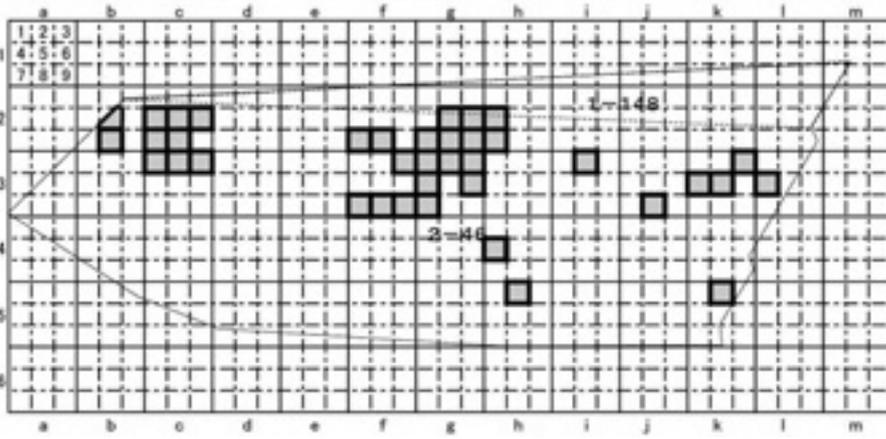


- 凡例
- : 形質変更時要届出区域
  - : 地番境界
  - - : 敷地境界



各形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類は別表のとおりである。

別図(2/2)



凡例  
 □ : 形質変更時要届出区域  
 - : 地番境界  
 - : 敷地境界

単位区画a1-7  
 30m  
 30m

各形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類は別表のとおりである。

別表

1 土壌溶出量基準不適合関係

| 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 | 土壌溶出量基準に適合していない汚染状態にある単位区画   |
|--------------------------|--|
| カドミウム及びその化合物             | B5-6、B5-9、B6-5、B6-6、C5-4、C5-7、J3-8   |
| 六価クロム化合物                 | I3-4   |
| セレン及びその化合物               | B6-5、B6-6、C5-4、I3-4  |
| 鉛及びその化合物                 | B5-6、B5-9、B6-6、C5-7、C5-8、C8-2、D5-3、F6-6、g2-5、g2-7、g2-8、g2-9、h5-2   |
| 砒素及びその化合物                | E6-8、f2-7、f2-8、k3-3、k3-4、k3-5  |
| ふっ素及びその化合物               | D5-3、E4-6、F5-3、G5-9、H4-6、I4-1、I4-3、J3-3、J4-7、J4-8、K3-1、K3-2、K3-3、L3-2、M3-3、P3-3、Q3-3、Q4-1、R3-4、R3-5、R3-6、R3-7、R4-2、R4-3、R4-6、S3-2、S3-3、S3-4、S3-5、T2-9、T3-1、T3-2、T3-3、U2-1、U2-2、U2-3、U2-4、U2-6、U2-7、U2-8、U2-9、U3-1、U3-2、U4-4、U4-6、U2-4、V2-5、V2-6、V2-7、V2-8、V2-9、V3-5、V4-8、W2-1、W2-4、W4-4、W4-5、X4-6、Y2-1、Y2-7、Z2-6、Z2-7、Z4-2、Z4-6、b2-5、b2-8、c2-4、c2-5、c2-6、c3-2、k5-2 |
| ほう素及びその化合物               | c2-7、c2-8、c3-1、c3-2、c3-3   |

2 土壌含有量基準不適合関係

| 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類 | 土壌含有量基準に適合していない汚染状態にある単位区画   |
|--------------------------|--|
| カドミウム及びその化合物             | B5-6、B6-5、B6-6   |
| 鉛及びその化合物                 | C8-2、E4-3、E4-6、I4-7、R3-4、R3-5、R3-6、R3-7、R3-8、R3-9、S2-9、S3-2、S3-4、T2-4、T2-5、T2-6、T2-7、T2-8、T2-9、U2-5、U2-6、U2-8、f3-3、f3-7、f3-8、f3-9、g2-6、g2-7、g2-8、g2-9、g3-1、g3-2、g3-3、g3-4、g3-6、g3-7、h2-4、h2-7、h4-4、h5-2、i3-2 |
| ふっ素及びその化合物               | S3-3   |

青森県告示第百三十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和七年三月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

|    |                   |     |              |         |           |
|----|-------------------|-----|--------------|---------|-----------|
| 名称 | 医療法人三良会村上<br>新町病院 | 所在地 | 青森市新町二丁目一の二三 | 認定の有効期限 | 令和十年三月十一日 |
|----|-------------------|-----|--------------|---------|-----------|

公 告

複写式専用紙の印字業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和七年三月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 業務名 複写式専用紙の印字業務
  - 2 業務内容 入札説明書による。
  - 3 業務期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
  - 4 印字予定数量 四千枚
- (一) 個人県民税納付書（ID51） 三千三百枚
- (二) ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税納付書（ID65） 四千枚

(三) 軽油引取税納入申告書（第十六号の十様式） 七百枚

(四) 軽油の納入数量明細書（第十六号の十様式別表） 千百枚

(五) 軽油の受払い等の数量報告書（第十六号の四十一様式） 五百枚

(六) 引取数量（受払い等の数量）引渡しを行った者別・都道府県別明細書（第十六号の四十一様式別表一） 五百枚

(七) 引取数量（現実の受払い等の数量）納入を行った者別・都道府県別明細書（第十六号の四十一様式別表二） 五百枚

(八) 引渡数量（受払い等の数量）引取りを行った者別・道府県別明細書（第十六号の四十一様式別表五） 七百枚

(九) 引渡数量（現実の受払い等の数量）納入を受けた者別・道府県別明細書（第十六号の四十一様式別表六） 七百枚

(十) 消費数量明細書（第十六号の四十一様式別表七） 五百枚

(十一) 在庫数量（現実の受払い等の数量）明細書（第十六号の四十一様式別表十） 五百枚

(十二) 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税申告書・納付書（第六号様式） 四千枚

(十三) 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税予定申告書・納付書（第六号の三様式） 八百枚

(十四) 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税納付書（第十二号の二様式） 一万三千百枚

(十五) 納入場所 青森県財務部税務課

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有し、かつ本契約に相應の印刷設備を青森県内に有する者であること。

4 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県財務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七―七三四―九〇六七

四 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟五三八会議室

2 日時 令和七年三月二十六日 午後一時

五 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

七 契約書の取り交わしの時期

令和七年四月一日

八 落札者の決定方法

入札書に記載された複写式専用紙ごとの金額にそれぞれ百分の十に相当する額を加算した金額が、複写式専用紙ごとの予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら金額に複写式専用紙ごとの印字予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、複写式専用紙それぞれ一枚当たりの金額とする。

5 入札手続の停止等

令和七年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

### 公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十日

青森県公安委員長 横 町 俊 明

#### 青森県公安委員会規則第六号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

| 改正後                    |                        | 改正前                    |                        |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 別表第一（第二条関係）（交番の名称及び位置） | 別表第一（第二条関係）（交番の名称及び位置） | 別表第一（第二条関係）（交番の名称及び位置） | 別表第一（第二条関係）（交番の名称及び位置） |
| 所轄警察署                  | 所轄警察署                  | 所轄警察署                  | 所轄警察署                  |
| 名称                     | 名称                     | 名称                     | 名称                     |
| 位置                     | 位置                     | 位置                     | 位置                     |
| 青森駅前                   | 青森駅前                   | 青森駅前                   | 青森駅前                   |
| 浪打交番                   | 浪打交番                   | 浪打交番                   | 浪打交番                   |
| 青森市合浦二丁目百二番九号          | 青森市合浦二丁目百二番九号          | 青森市合浦二丁目百二番九号          | 青森市合浦二丁目百二番九号          |

|                           |      |             |                            |                           |                           |                             |                             |                                 |                                 |                                     |                                     |                                       |
|---------------------------|------|-------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 備考<br>表中の「」の記載及び傍線は注記である。 | [略]  | 交番<br>目二番三号 | 中央交番<br>青森市本町一丁目<br>目一三十三号 | 堤町交番<br>青森市堤町一丁目<br>目十三番地 | 西部交番<br>青森市沖館一丁目<br>目二番一号 | 筒井交番<br>青森市桜川八丁目<br>目一番三一一号 | みなみ交番<br>青森市緑二丁目<br>六番地十一   | 新城交番<br>青森市大字新城<br>字平岡百七十四番地三十五 | つくだ交番<br>青森市南佃二丁目<br>目一番一号      | 三内丸山交番<br>青森市浪館前田<br>三丁目二十二番<br>十一号 | 八甲田交番<br>青森市幸畑二丁目<br>目六番七号          | 平内交番<br>東津軽郡平内町<br>大字小湊字家ノ<br>下二百四番地一 |
|                           | [同上] | 交番<br>目二番三号 | 中央交番<br>青森市本町一丁目<br>目一三十三号 | 堤町交番<br>青森市堤町一丁目<br>目十三番地 | 西部交番<br>青森市沖館一丁目<br>目二番一号 | 勝田交番<br>青森市勝田一丁目<br>目十五番九号  | 筒井交番<br>青森市桜川八丁目<br>目一番三一一号 | みなみ交番<br>青森市緑二丁目<br>六番地十一       | 新城交番<br>青森市大字新城<br>字平岡百七十四番地三十五 | つくだ交番<br>青森市南佃二丁目<br>目一番一号          | 三内丸山交番<br>青森市浪館前田<br>三丁目二十二番<br>十一号 | 八甲田交番<br>青森市幸畑二丁目<br>目六番七号            |

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県公安委員会告示第三十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

令和七年三月十日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

(一) 学科試験

令和七年六月十二日（木）午前九時から午前十時までの間

(二) 実技試験

令和七年七月十二日（土）午前九時から正午までの間

2 場所

青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員である者

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
  - (2) 法令に関すること。
  - (3) 車両等の誘導に関すること。
  - (4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (二) 実技試験
- (1) 車両等の誘導に関すること。
  - (2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 六 検定申請の手続
- 1 検定申請の受付期間及び受付時間
    - (一) 受付期間  
令和七年五月十二日(月)から同月十六日(金)までの間
    - (二) 受付時間  
午前九時から午後四時までの間
    - (三) 受付の締切り  
検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。
  - 2 検定申請の受付場所  
次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。
    - (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
    - (二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
  - 3 検定申請方法  
六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。
  - 4 検定申請の書類  
検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(三)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通
  - (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
  - (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉
- 5 受検手数料  
一万四千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。
- 七 検定受付時間  
当日の午前八時三十分から午前九時までの間
- 八 その他
- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
  - 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
  - 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。
- 九 検定申請に関する問合せ先
- 1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話〇一七―七二三―四二一一
  - 2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭